

入札公告（建築工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和7年9月12日

分任契約担当官 陸上自衛隊善通寺駐屯地

第348会計隊長 佐藤 康平

1 工事概要

- (1) 工事名 善通寺（7）駐屯地構内樹木伐採等工事
- (2) 工事場所 陸上自衛隊善通寺駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
造園
- (4) 工期 令和8年3月31日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7、8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「造園」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「造園」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC等級以上であること。
- (5) 平成18年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定

通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
 - ア 2級造園施工管理技士の資格を有する者である。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

 - ・ 1級造園施工管理技士の資格を有する者
 - ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であり、その旨を発注者に質疑し問題なく認められた者。
 - イ 平成18年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (10) 中国四国防衛局管轄区域内（広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県）に建築業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒765-8502 香川県善通寺市南町2-1-1

陸上自衛隊善通寺駐屯地 第348会計隊

担当 里平

TEL 0877-62-2311 (内線2649) FAX 0877-62-2315

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和7年9月12日から令和7年10月1日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後4時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。交付を希望する場合は事前に連絡を行うこととし、郵送等を希望される場合は、送料負担は希望者負担とする。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和7年10月1日 午後4時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限及び提出期限 令和7年10月27日 午後4時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年10月28日 午前9時00分

イ 場所 陸上自衛隊善通寺駐屯地 会計隊入札室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収します。

(3) 契約保証金免除。ただし、落札者は、**銀行、契約担当官等が確実に認める金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付するものとする。**なお、**保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1**（落札者が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回って、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を受けた場合は**請負代金額の10分の3**）**以上**とする。この納付をもって落札者が契約を履行しない場合の違約金として取り扱うこととする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札





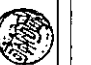
(5) 落札者の決定方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限

の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (6) 配置予定主任技術者の確認落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 請負金額が300万円以上の場合、前払金保証証書の寄託を条件に、申請に基づき請負金額の10分の4以内の範囲内で前金払いに応ずる。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (10) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (11) 契約書作成の要否
要
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 代表者以外での入札については入札までに委任状を提出すること。（様式随意）
- (15) 詳細は、入札説明書による。

善通寺（7）駐屯地構内樹木伐採等工事

善通寺駐屯地業務隊

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	作成者
				
善通寺駐屯地業務隊管理科営繕班	作成年月日	令和7年	月	日

仕様書

1 作業名称 普通寺（7）駐屯地構内樹木伐採等工事

2 作業場所 香川県普通寺市南町2-1-1 陸上自衛隊普通寺駐屯地

3 契約期間 契約締結日 ～ 令和8年3月31日

4 作業概要
 樹木伐採 約680本
 樹木移植 2本
 低木伐採 約280m

5 一般事項

- (1) 本作業は、本仕様書、図面及び自然公園等工事共通仕様書（環境省自然環境局自然環境整備課）に基づき実施する。作業に際し仕様書及び図面に疑義を生じた場合は、監督官と協議し指示に従って作業を実施する。また、軽微な変更については請負金額の変更はしないものとする。
- (2) 受注者は、作業日を監督官と調整のうえ、了解を得たのち作業を実施するものとする。
- (3) 受注者は、作業の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施するものとする。項目は、作業前・作業中・隠蔽部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とするものとする。また写真は、作業完了後速やかに整理し提出するものとする。
- (4) 本作業は受注者の責任とし、作業に際し、破損及び損傷した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧するものとする。
- (5) 本作業実施に際し、受注者は作業現場の条件を作業関係者に十分把握させると共に、作業員に対して安全教育を実施し、安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施するものとする。
- (6) 喫煙は所定の位置で行い、作業中及び歩行しながらの喫煙を禁止するものとする。また、作業場所以外の立ち入りを禁止するものとする。作業の都合によりやむを得ず立ち入る場合は監督官と協議し、部隊側立ち会いのもとで立ち入るものとする。
- (7) 施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。ただし、監督官と協議し、使用する場合はメーター等を設置し、部隊側算定に基づき有償とするものとする。
- (8) 本作業で発生した金属類については、種類別に整理し、発生材調書とともに官側に引継ぐものとする。その他については、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法令等に基づき、受注者の責任において適正に処分するものとする。処分に際し、マニフェストE票の写し、産業廃棄物処分業許可証の写しを一部監督官へ提出するものとする。

6 特記事項

- (1) 受注者は、「建設業許可（造園工事業）」及び「防衛省競争参加資格（工事種別：造園）」の許可を受けたものとする。
- (2) 駐屯地の外柵から3m程度内側を伐採範囲とするものとする。
- (3) 伐採する樹木については、基本的には図面番号4/8～7/8に示すとおりとするが、伐採範囲にある樹木は仕様書に記載がなくとも伐採するものとする。
- (4) 作業により発生した樹木の枝や落ち葉等は受注者の負担において清掃及び処分を実施するものとする。
- (5) 高所作業車等の操作は有資格者が行い、安全管理に注意して実施するものとする。

- (6) 伐採範囲については、確実に現地確認を行い、道路占有許可がある場合は所要の手続きを受注者側で行うものとする。
- (7) 敷地内の建物、工作物に影響を与えないように十分注意し伐採をするものとし、芝生などに重機で乗り上げる際は必要により養生するものとする。
- (8) 作業については、事前に工程表を作成し作業日等監督官と調整したのち実施するものとする。
- (9) 伐採した樹木等の仮置き場所が必要な場合は、事前に監督官と調整するものとする。また、仮置き場所については広い敷地を確保することが難しいため、計画的に伐採した樹木の運搬処分することを留意するものとする。
- (10) 移植する樹木は、枝葉の剪定や断根部の腐敗防止、根回し作業など枯死のリスクを減らし、移植後支柱等で固定し活着を促すものとする。
- (11) 移植により発生する補修部分については、基本的に図面番号8/8とするが、そのほかに影響が出る場合も速やかな復旧を実施するものとする。
- (12) その他不明事項については、その都度官側と協議するものとする。
- (13) 共通事項

ア 作業時間

作業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。なお、事前に監督官と調整し了承を得た場合はこの限りではないものとする。

イ 施工管理

施工期間中は、作業員以外の立ち入りの可能性が高いため、十分に注意し施工するものとする。

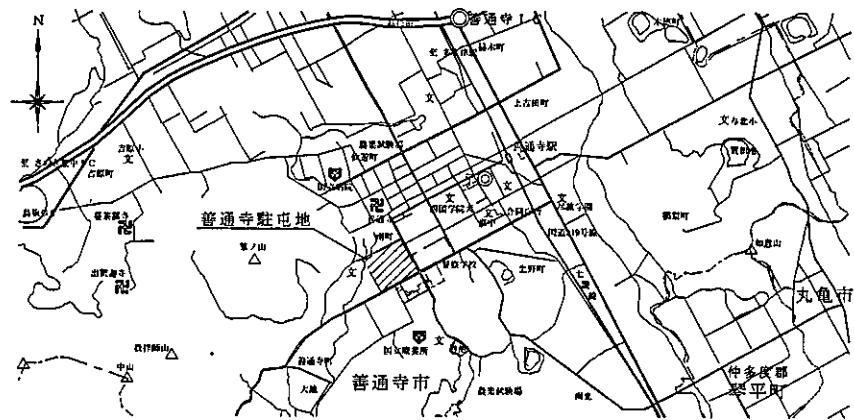
ウ 完成検査

作業完了後、検査官の検査を受け合格をもって完了とする。手直し事項が生じた場合は、手直し完了後再検査を受け、合格をもって完了とする。なお、隠蔽部については、現地又は写真により確認するものとする。

(14) 提出書類

- | | |
|----------------------|-------------|
| ア 工程表 | （契約後速やかに） |
| イ 現場代理人等氏名・変更通知書・略歴書 | （契約後速やかに） |
| ウ 着工届 | （着手前） |
| エ 工事写真 | （完了後速やかに） |
| オ 工事日誌 | （作業中その都度） |
| カ 完成通知書 | （作業後速やかに） |
| キ マニフェストE票写し | （処分完了後速やかに） |
| ク 産業廃棄物収集運搬許可書写し | （処分前速やかに） |
| ケ その他監督官が指示する書類 | |

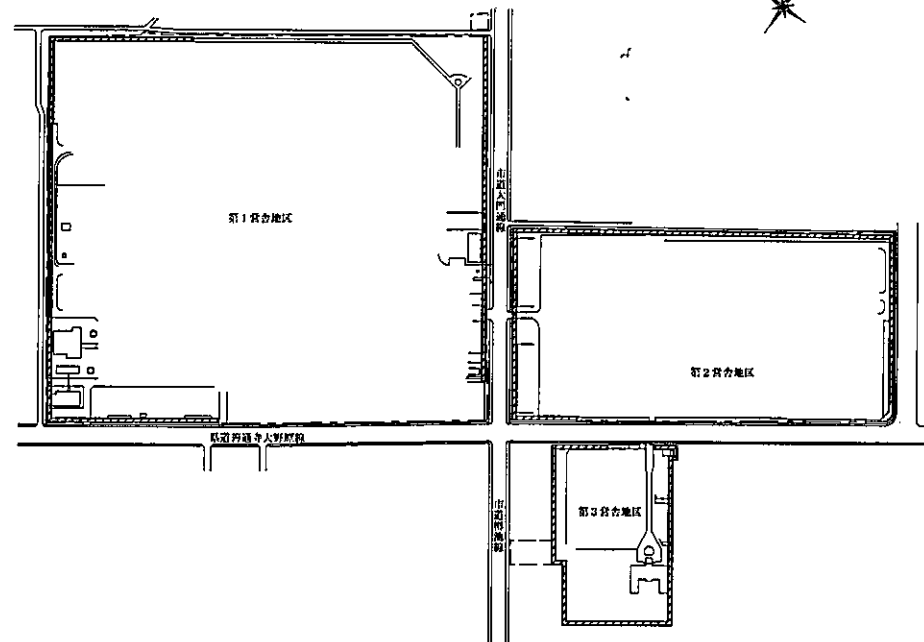
件名	普通寺（7）駐屯地構内樹木伐採等工事		
種別	仕様書		
縮尺	図示	図番	2 / 8



案内図 S=NS

▨ : 樹木伐採範囲

○ : マツ

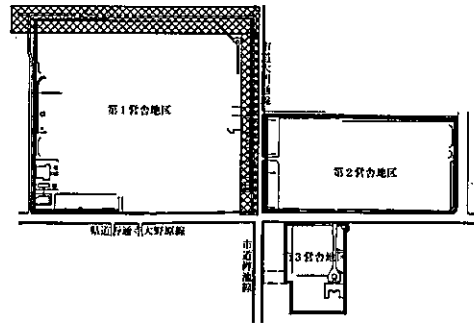


駐屯地伐採範囲図 S=NS

件名	普通寺(7)駐屯地構内樹木伐採等工事		
種別	案内図、配置図		
縮尺	図示	図番	3 / 8

凡例

■: 詳細範囲_1

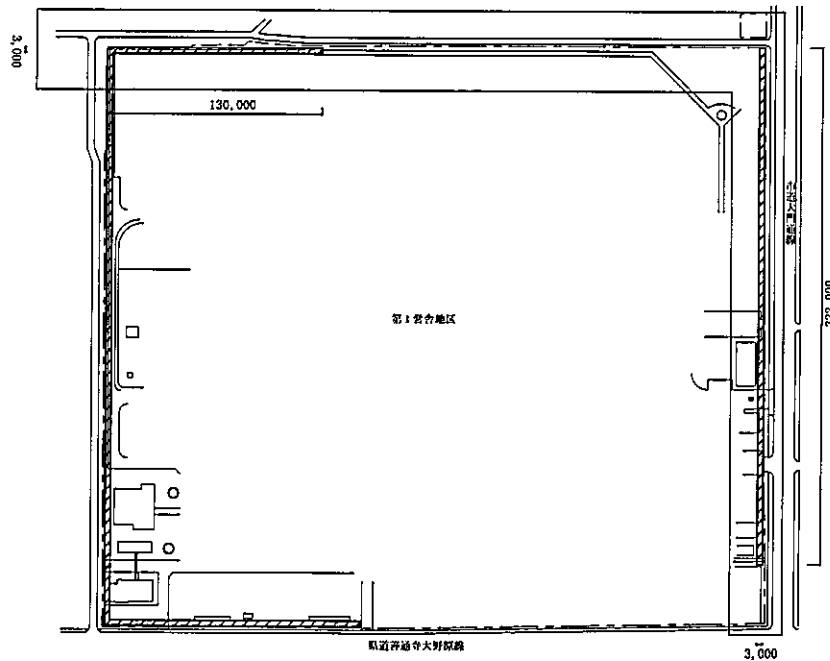


駐屯地北側及び東側樹木詳細範囲図 (S=NS)

凡例

□: 詳細範囲_1

▨: 樹木伐採範囲 (細部は別表による。)



駐屯地第1営舎地区北及び東側樹木伐採詳細拡大図 (S=NS)

別表

(1) 北側

樹種	幹径 (cm)	樹木高さ (m)	数量 (本)	備考
カイヅカ	20~24	5	16	
カイヅガ	25~30	5	2	
カイヅカ	30	3	1	
サクラ	20~25	5	3	
サクラ	35	5	2	
サクラ	50	5	1	
雑木	10cm以下	1.5	2	

(2) 東側

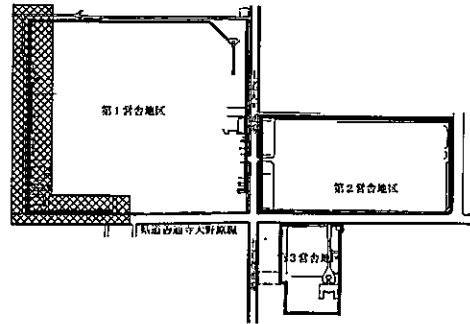
樹種	幹径 (cm)	樹木高さ (m)	数量 (本)	備考
サクラ	25~29	5	2	
サクラ	20~24	3.5	2	
サクラ	25~29	3.5	8	
サクラ	30~35	3.5	3	
サクラ	45	3.5	1	
サクラ	15~19	3	4	
サクラ	20~24	3	3	
クスノキ	40	5.5	1	※移植
雑木	15cm以下	2	3	
低木 (サツキ等)	—	2	280m	

※移植は、駐屯地グラウンドバックネット裏に実施するものとする。
細部は、図面番号 8/8 によるものとする。

件名	普通寺(7)駐屯地構内樹木伐採等工事		
種別	樹木伐採詳細図		
縮尺	図示	図番	4/8

凡例

■: 詳細範囲_1



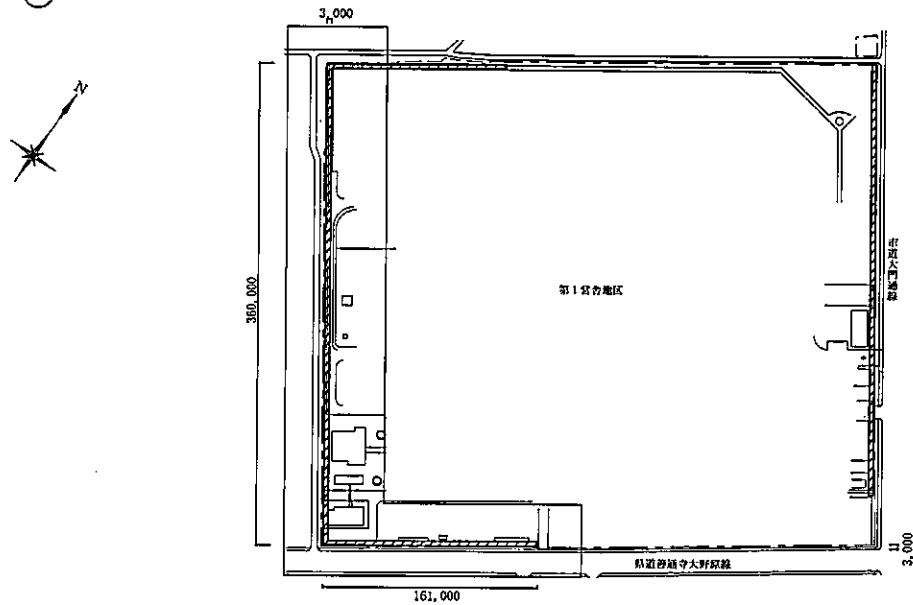
駐屯地西側及び南側樹木詳細範囲図 (S=NS)

凡例

□: 詳細範囲_1

▨: 樹木伐採範囲 (細部は別表による。)

○: マツ



駐屯地第1営舎地区西及び南側樹木伐採詳細拡大図 (S=NS)

別表

(1) 西側

樹種	幹径 (cm)	樹木高さ (m)	数量 (本)	備考
カイツカ	30~40	5	29	
サクラ	60	5	1	
サクラ	45	5	3	
サクラ	30	3.5	1	
サクラ	60	3	1	
サクラ	45	3	1	
サクラ	40	3	1	
サクラ	25~30	3	6	
サクラ	25~30	2.5	5	
サクラ	15~20	2.5	4	
サクラ	20~25	2	9	
サクラ	15~19	2	6	
イチョウ	60	10	1	
イチョウ	25~30	5	6	
イチョウ	20~24	5	11	
イチョウ	15~19	5	20	
雑木	10cm以下	1.5	3	

(2) 南側

樹種	幹径 (cm)	樹木高さ (m)	数量 (本)	備考
カイツカ	30~40	5	11	
カイツカ	25~29	5	36	
カイツカ	20~24	5	11	

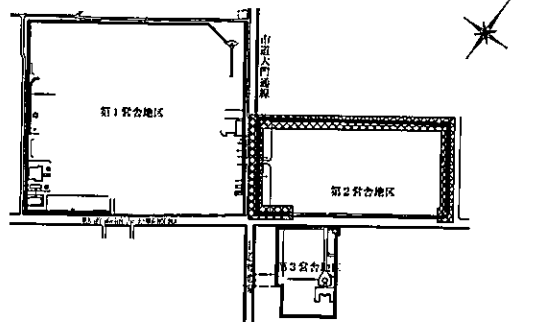
(3) 範囲外

樹種	幹径 (cm)	樹木高さ (m)	数量 (本)	備考
マツ	25	1.2	1	
マツ	45	8	1	

件名	普通寺(7)駐屯地構内樹木伐採等工事			
種別	樹木伐採詳細図			
縮尺	図示	図番	5/8	

凡例

▨: 詳細範囲_1

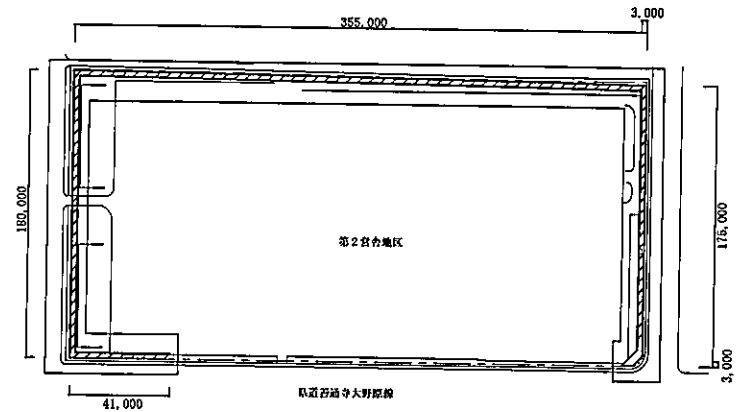


駐屯地第2営舎地区樹木伐採詳細図 (S=NS)

凡例

▭: 詳細範囲_1

▨: 樹木伐採範囲 (細部は別表による。)



駐屯地第2営舎地区樹木伐採詳細拡大図 (S=NS)

別表

(1) 北側

樹種	幹径 (cm)	樹木高さ (m)	数量 (本)	備考
カイヅカ	40	3.5	6	
カイヅカ	35	3.5	87	
カイヅカ	15~25	3.5	2	
サクラ	40~45	3.5	5	

(2) 西側

樹種	幹径 (cm)	樹木高さ (m)	数量 (本)	備考
サクラ	45	3.5	1	
サクラ	30~35	3.5	4	
サクラ	20	3.5	3	
サクラ	40	3	2	
サクラ	30	3	3	
サクラ	20	3	1	
サクラ	30	2	1	
サクラ	10	1.5	1	
クスノキ	50	8	1	※移植
雑木	10cm以下	1.5	6	

※移植は、駐屯地グラウンドバックネット裏に実施するものとする。
細部は、図面番号8/8によるものとする。

(3) 南側

樹種	幹径 (cm)	樹木高さ (m)	数量 (本)	備考
サクラ	25	2	1	

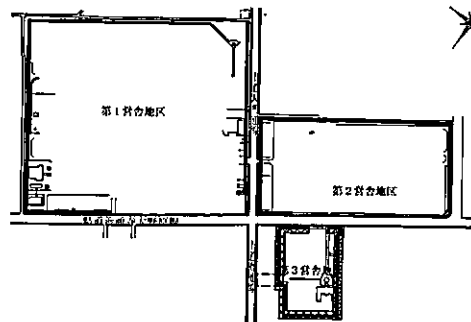
(4) 東側

樹種	幹径 (cm)	樹木高さ (m)	数量 (本)	備考
カイヅカ	30~35	3	11	
カイヅカ	20~25	3	63	
カイヅカ	10~15	3	40	
サクラ	50	3	1	
サクラ	10	2	1	
マツ	40	8	1	
ウバメガシ	25	2.5	39	
ウバメガシ	10	2	.5	
ヒマラヤスギ	80	10	1	
ザクロ	10	2	1	
雑木	80	10	2	

件名	普通寺(7)駐屯地構内樹木伐採等工事		
種別	樹木伐採詳細図		
縮尺	図示	図番	6/8

凡例

▨: 詳細範囲_1

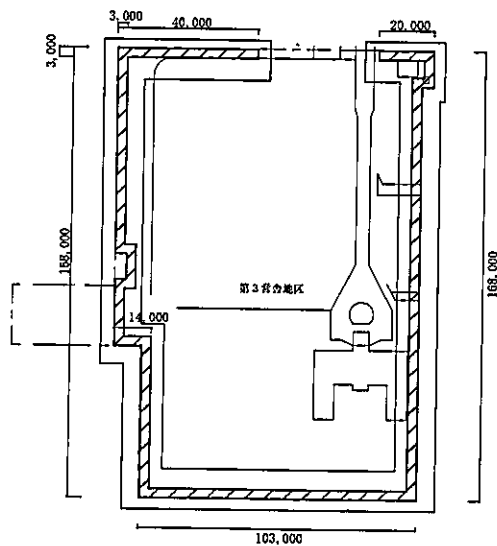


駐屯地第3営舎地区樹木伐採範囲詳細図 (S=NS)

凡例

▭: 詳細範囲_1

▨: 樹木伐採範囲 (細部は別表による。)



駐屯地第3営舎地区樹木伐採詳細拡大図 (S=NS)

別表

(1) 北側

樹種	幹径 (cm)	樹木高さ (m)	数量 (本)	備考
サクラ	20	3.5	1	
サクラ	25	3	1	
クスノキ	100	12	1	

(2) 西側

樹種	幹径 (cm)	樹木高さ (m)	数量 (本)	備考
カイツカ	30~35	3	4	
カイツカ	20~25	3	17	
サクラ	40	3	1	
サクラ	30~35	2.5	2	
サクラ	25	2	1	
クスノキ	80	10	2	
クスノキ	60	10	1	
クスノキ	60	8	1	
クスノキ	50	7	1	
クスノキ	35	7	1	
クスノキ	50	6	1	
ヤマモモ	45	5	1	
ヤマモモ	40~45	2.5	2	
ヤマモモ	20~30	2.5	2	
ウバメガシ	20~25	3	9	
アキニレ	25	3	1	
雑木	25	2	1	
雑木	10cm以下	2~3	6	

(3) 南側

樹種	幹径 (cm)	樹木高さ (m)	数量 (本)	備考
カイツカ	20~25	3~3.5	52	

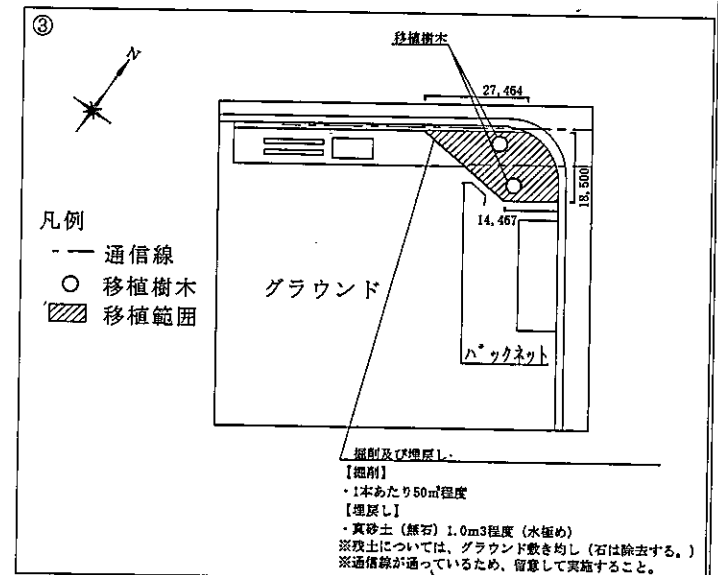
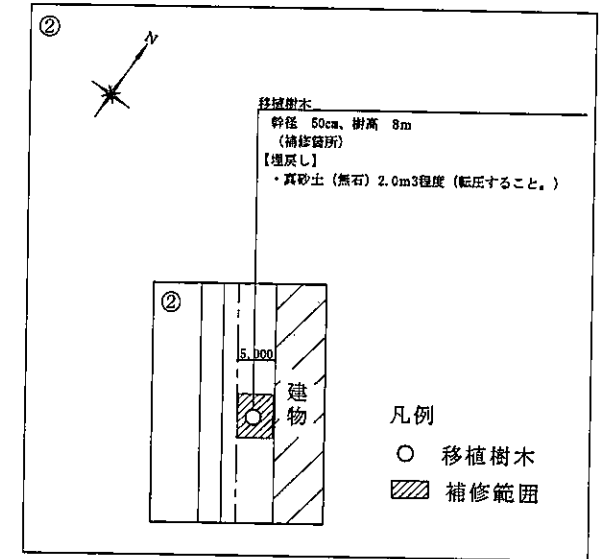
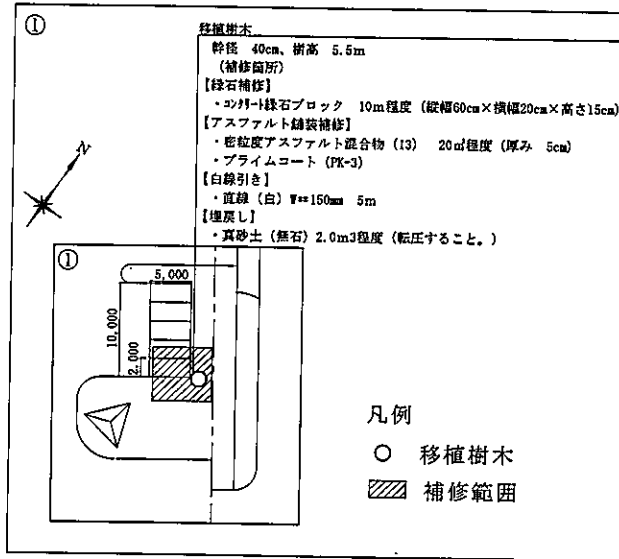
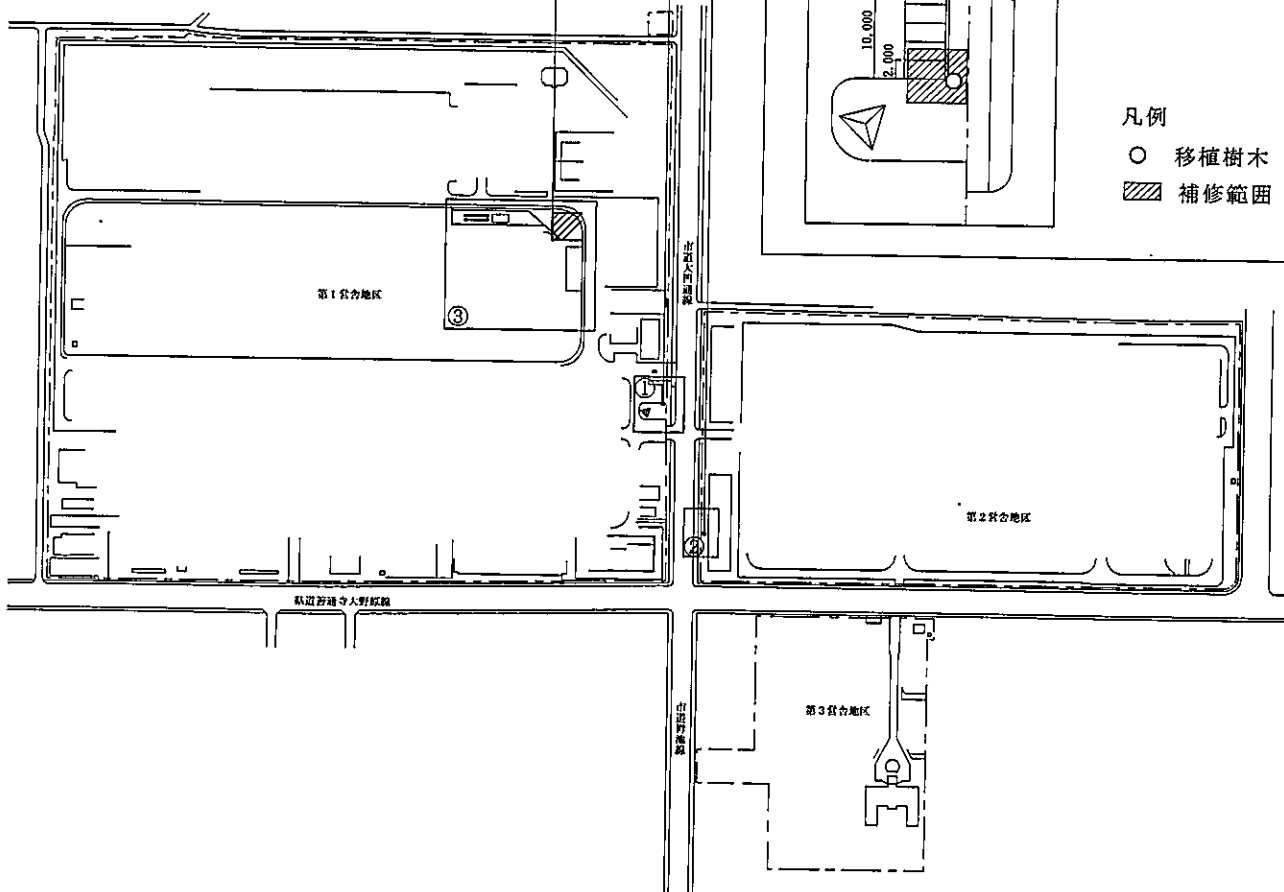
(4) 東側

樹種	幹径 (cm)	樹木高さ (m)	数量 (本)	備考
クスノキ	10	2	1	
マツ	50	8	1	
センダン	100	6	1	
ハマヒサカキ	10	2	8	
ヒマラヤスギ	35	6	2	
ビワ	20	2.5	1	
ツバキ	60	4	1	
雑木	25	8	1	
雑木	15	4	1	
雑木	10cm以下	2	23	
雑木	10cm以下	1	18	

件名	普通寺(7)駐屯地構内樹木伐採等工事		
種別	樹木伐採詳細図		
縮尺	図示	図番	7/8

移植樹木 2本
 クスノキ 2本
 (内訳)
 幹径 40cm、樹高 5.5m
 幹径 50cm、樹高 8m

樹木移植場所



駐屯地樹木移植詳細図 (S=NS)

件名	普通寺 (7) 駐屯地構内樹木伐採等工事		
種別	樹木移植詳細図		
縮尺	図示	図番	8 / 8